

京都市保育所条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第51号）（保健福祉局子育て支援部保育課）

入所者数の減少に伴い、京都市福ノ川保育所を廃止することとしました。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 51 号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表京都市福ノ川保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)